

平成26年 網走市議会
総務文教委員会会議録
平成26年10月20日(月曜日)

○日時 平成26年10月20日 午前10時10分開会

○場所 委員会室

○議件

1. 議案第1号 平成26年度網走市一般会計補正予算中、所管分
2. その他

○出席委員(6名)

委員長	平賀貴幸
副委員長	井戸達也
委員	飯田敏勝
	近藤憲治
	高橋政行
	七夕和繁

○欠席委員(0名)

○委員外議員(1名)

副議長	山田庫司郎
-----	-------

○傍聴議員(4名)

佐々木 玲子
古都 宣裕
松浦 敏司
渡部 眞美

○説明者

副市長	大澤慶逸
企画総務部長	川田昌弘

.....

教育長	木目澤一三
学校教育部長	三島正昭
学校教育部次長	伊井俊明
管理課長	鈴木直人

○事務局職員

事務局長	佐藤明
次長	吉田正史
総務議事係長	岩尾弘敏
係	菊地香代子
係	田中康平

午前10時10分開会

○平賀貴幸委員長 それではただいまより総務文教委員会を開会いたします。

本日の委員会は、議案1件、その他についてであります。

最初に、議案第1号平成26年度網走市一般会計補正予算中、当委員会所管分、教育費学校教育指導奨励事業音楽教育振興事業補助金について説明を求めます。

○鈴木直人管理課長 それでは平成26年度網走市一般会計補正予算のうち、教育費指導奨励費音楽教育振興事業補助金について御説明申し上げます。

議案資料の3ページをごらん願います。

このたび、網走市立網走小学校ブラスバンドが大阪市で開催されます第33回全日本小学校バンドフェスティバルに出場することが決定したところです。

全国大会に出場する経費のうち、楽器運搬費につきましては、その負担軽減を図るために音楽教育振興事業補助金としまして90万円を当初予算に計上しているところですが、今年度は吹奏楽の全国大会に中学校2校、高校1校が出場するなどして支出がふえたことから、今回の全国大会出場に対する助成ができない状況でございます。

こうしたことから、さきに全国大会に出場しました中学校2校、第一中学校、第二中学校ですが、これに対する助成と同様の支援を行おうとするもので、全国大会出場支援としまして音楽教育振興事業補助金に149万8,000円を追加補正しようとするものでございます。

補正額の内訳ですが、網走小学校ブラスバンドに対しまして交通費、宿泊費の見込み額の50%、101万2,000円及び楽器運搬費相当額48万6,000円でございます。

事業費については、音楽教育振興事業補助金の負担金補助及び交付金としまして149万8,000円、財源につきましては一般財源でございます。

以上よろしく願いいたします。

○平賀貴幸委員長 それでは質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは議案第1号平成26年度網走市一般会計補正予算中、当委員会所管分については原案可決すべきものと決定をしてよろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それではそのように決定をさせていただきます。

○平賀貴幸委員長 次に、その他についてであります。

○川田昌弘企画総務部長 このたび、市が行った事務処理について不適切な事案が判明いたしましたので御報告いたします。

お配りしております資料をごらんいただきたいと存じます。

本年8月に網走税務署長から網走市長宛てに、源泉所得税等の徴収状況について自己点検するよう行政指導がありました。

点検の概要についてですが、平成22年1月から本年8月末までの期間で、1点目は、測量士、建築士、土地家屋調査士など所得税法第204条第1項第2号に掲げる報酬料金に係る源泉所得税、2点目は、源泉所得税とあわせて徴収する復興特別所得税、3点目は、交通用具を使用して通勤する者への通勤手当について、非課税限度額を超える金額への課税、この3項目について適切に処理をされているか点検を行ったところでございます。

その結果、②及び③については不適切な事例はありませんでしたが、①について源泉所得税の徴収不足が判明いたしました。

件数は個人事業主2名で延べ18件、金額は29万4,395円でございます。

これに加え、まだ試算の段階ですが、延滞税2万5,200円が加算される見込みであります。

点検結果に伴う対応ですが、現在徴収漏れに係る当事者に対し、経過説明と謝罪を行い、徴収不足額について納入をお願いしているところであります。

また、徴収不足額については、本年10月下旬に納付する予定であります。

今回の源泉徴収漏れの原因といたしましては、一つに事業所の名称等から源泉徴収の必要がない法人と誤認をしたこと、もう一つは市の歳出科目で委託料、役務費として支払いしたものは源泉徴収が不要であると誤認をしたことでありまして、今後の再発防止策として、源泉徴収制度について改めて文書で職員に対して周知を既に行いました。

今後研修会を開催し、制度の周知徹底を図ります。

また、会計課における審査を徹底してまいります。

このたびの不適切な事務処理によりまして、個人事業主の方々及び市民の皆様にご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

今後は関係法令等の確認を徹底し、適切な事務処理に努めてまいります。

報告は以上でございます。

○平賀貴幸委員長 それでは質疑に入ります。

○飯田敏勝委員 誤認ということでこういう事態が発生したのですけれども、市試算だと延滞税2万5,200円、これは本来、本人というか、平成22年から延滞していたということなのですか、その辺の了解はどういう形でとるのですか。

○川田昌弘企画総務部長 この源泉徴収制度については、あくまでも納税義務者は網走市になります。

ですから、延滞税も網走市が支払うこととなります。

○飯田敏勝委員 そうということだと個人的には実害はないということなのですか、内部のチェック機能としてここに3点ほど挙げているのですけれども、支払審査担当課である会計課における審査というのは、通常どういう形で税務の場合は行っているのですか。

○川田昌弘企画総務部長 通常こうした、主に報酬という形で支払うものに関しては源泉徴収をきちんとするという観点から審査をしております。

ただ、今回漏れの原因になった部分については、例えば委託料として支払ったものとか、役務費、手数料として支払ったもの、これについては報酬とは別の観点から支払われるものと誤認をしていたわけですが、そういうことが今回改めて法令に照らし合わせると、そこについてもきちんと源泉徴収をしないと明確に取り扱いが定められておりますので、そこについてはきちんと会計課のほうも今後はその科目についても見ていくという取り扱いにしようとするものでございます。

○飯田敏勝委員 原課が誤認するとなかなか会計課でも発見というか、検査しづらい税金の項目だと思うので、今企画総務部長が言った再発防止策の中でそういうシステムがしっかり機能するかどうかも含めて、考えていってほしいと思います。

以上です。

○平賀貴幸委員長 ほか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

では、この件については報告を受けたということ

にしたいと思います。

○平賀貴幸委員長 そのほか委員の皆さんから何か
ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

理事者の皆さんは。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

ないですね。

それでは、総務文教委員会を終了いたします。

お疲れさまでした。

午前10時19分閉会
